

本テーマの目標

○新カリキュラムでの学びを自らの実践に活かすことができるよう、知識構築・力量形成を促す

○地域共生社会の実現に向けて

- ▶ 支える主体への理解ならびに地域住民が主体として重要であることへの理解を促す
- ▶ 地域で支える体制の構築に向けた社会福祉士の機能と役割についての理解を促す
- ▶ 地域住民が主体として役割を果たすためには福祉教育が重要であるため、それについて理解を促す
- ▶ 多機関、多職種、福祉以外の機関との協働についての理解を促す

○参加支援（社会とのつながりや参加の支援）ならびに「地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援」に向けての力量を形成する

地域で支える体制の構築

2020年11月23日
加山 弾（東洋大学）

3

地域とは何か、地域で暮らすとはどういうことか

4

1 地域で暮らす人々の生活とソーシャルワーク

- ・ 地域とは何か
- ・ 地域で暮らすとはどういうことか
- ・ 地域を基盤としたソーシャルワークとは何か

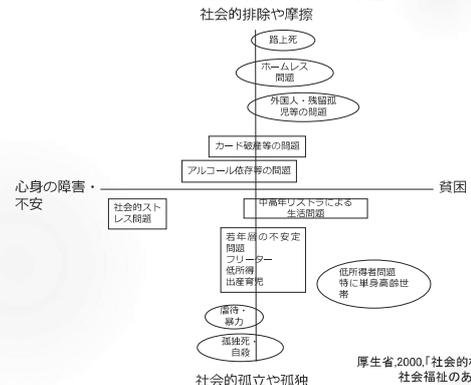
- ▶ 私たちは地域で暮らす「生活者」である
- ▶ 住民は「利害関係者」でもある
- ▶ 「絆」が共感される時代。しかし、「絆」の外の人への〈排除性〉を含んでいる
- ▶ 他者への関心と承認、そして互いへのリスペクト
- ▶ 「重荷」を等分負担すること、リスクを「予防」することがコミュニティの大事な機能
- ▶ 福祉コミュニティをめざしていくこと

圏域設定と福祉実践



5

現代社会の社会福祉の諸問題



社会的孤立・排除・生活困窮の増幅と
コミュニティソーシャルワークの必要性

- ▶ ニート・ひきこもり
- ▶ 精神疾患
- ▶ 知的障がい／知的障がい疑い
- ▶ 発達障がい／発達障がい疑い
- ▶ 虐待
- ▶ 多重・過重債務者
- ▶ ホームレス
- ▶ 矯正施設出所者等
- ▶ 外国人
- ▶ 性暴力被害者（DV、レイプ等）
- ▶ セクシュアル・マイノリティ
- ▶ 依存症
- ▶ 労働関係の問題
- ▶ 被災・避難者
- ▶ 介護・介護者

（出典）社会的包摂サポートセンター『事例である生活困窮者』
2015、中央法規出版

7

複合的なニーズ（6050問題等）
支援拒否・セルフネグレクト



従来の捉え方：
生活困窮≒経済困窮

今日必要な捉え方：
生活困窮 = ヴァルネラビリティ（社会的脆弱性）：
経済的貧困・関係性の貧困・社会構造の脆弱性等

8

2 地域住民との協働

・地域福祉の推進主体と協働

地域共生社会づくりに向け、ボトム・アップの仕組みづくりが求められている

- ▶ 市町村・地域の実情に応じて包括的支援体制を整備するために（3つの支援の一体的実施）*
 - ①断らない相談支援
 - ②参加支援
 - ③地域づくりに向けた支援
- ▶ 重層的支援体制整備事業**...地域生活課題の解決に資するため、市町村は各法（社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、子ども・子育て支援法、生活困窮者自立支援法）の事業の一体的実施により、行うことができる

*「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」（地域共生社会推進検討会）最終とりまとめ（概要）2019-12-26
**「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の公布について（通知）※2020-6-12

事例：地域共生社会の実現に向けた体制構築 氷見市（富山県）



人口：約46,000人
世帯数：約17,500
（2020年10月現在）

市役所内のふくし相談サポートセンター

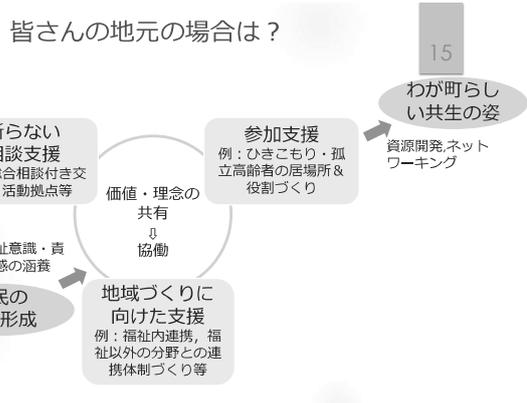
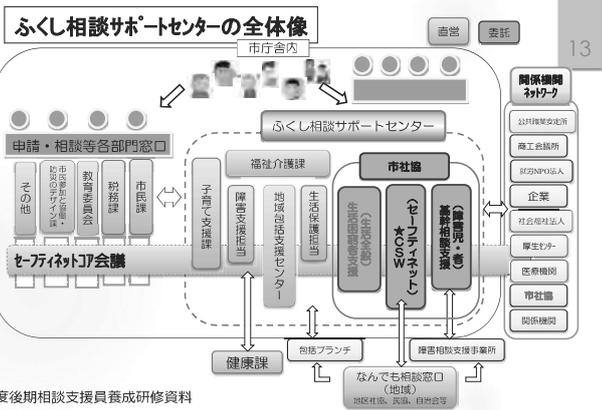


11

12

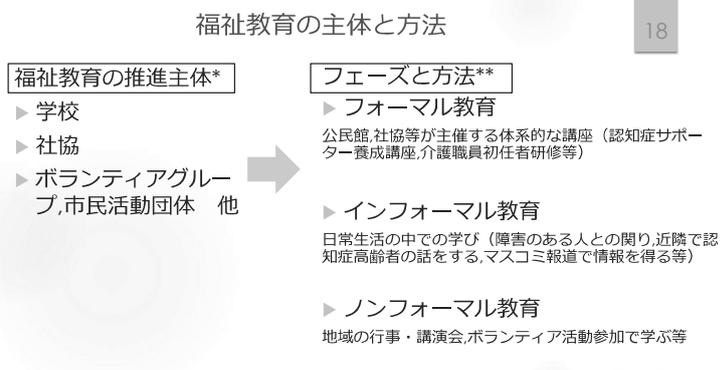
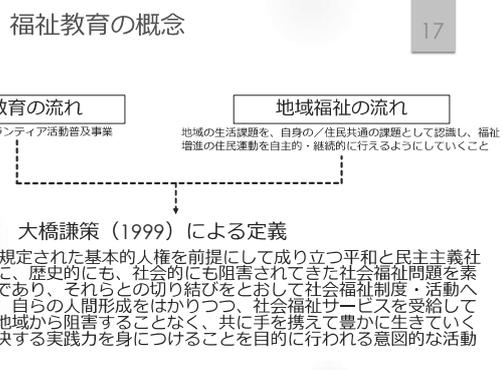


生活困窮者自立支援事業（社協が受託）



3 地域福祉の推進と福祉教育

- 福祉教育の概念
- 福祉教育の目標と展開
- 福祉教育の意義



福祉教育の具体例

19

体験学習

高齢者疑似体験装具による演習
車いす体験
アイマスク体験 等

サービスマーケティング

(地域貢献型学習)

高校・大学等で、学習活動と社会貢献活動を結びつけることで、市民としての責任感と力を養う
(ボランティア<地域の一員としての役割>)

ワークショップ

まち歩き、住民懇談会 等



*都市づくりNPOさいたま **精華町

「地域福祉めがね」づくり

地域の事象を“どう”見るか？(個人の問題/地域の問題, 行政の問題/私たちの問題)

(例) ひとり暮らし高齢者のゴミ屋敷

上野谷・原田2016 中島2020

福祉教育の意義

20

- ▶ 福祉的な課題が制度の谷間で発生している→福祉教育の学習素材を、社会福祉・社会保障制度の枠内で、形式的に取り上げるのでは意味がない(諏訪2020)
- ▶ 他者とのかわり・対話・共生の中で学び、協働して生活課題の解決に取り組む人々のための学習を広げていくこと(諏訪2020)
- ▶ 地域には、「困難を抱える人々をお互いに支え励ます側面」と、「自分たちと異なる人々を排除したり、抑圧するなど、冷たく恐ろしい側面」もある。福祉関係者はこの〈二面性〉を理解し、差別・偏見・無関心に向き合わなければならない(中島2020)

21

4 〈共有しよう!〉福祉教育プログラムの実際

・自分のまちの福祉教育実践

演習

福祉教育の事例共有

22

自分の住む/働くまちの福祉教育実践を他者に伝え、他者の実践を知ることを通して理解を促す

〈手順〉

- ▶ 個人作業(5分)...ワークシートに、自分が関わっている/知っている事例を1~2挙げてみましょう【実施主体】【方法】【ねらい】【工夫していること】【その他(特記事項)】
- ▶ グループで共有(10分)
- ▶ 発表準備(5分)...メンバーの事例からの気づき、共感、印象に残ったことなど。※すべてを網羅する必要はありません。
- ▶ 発表(5分)...代表グループに発表してもらいます。(合計25分)

23

5 多機関、多職種、福祉以外の機関との協働

- ・多機関との協働
- ・多職種との協働
- ・福祉以外の機関との協働

多様な主体が垣根を越えてつながる〈越境〉の実践

24

- ▶ 福祉分野が直面する壁...少子高齢化・格差社会化・個人主義化等の深刻化により、分野別・対象別立法に基づく制度サービス、申請主義的・個別給付型のサービスがカバーしない問題(制度の狭間)の多様化・増加
- ▶ 福祉以外の分野が直面する壁...地方経済衰退・中心市街地の空洞化、第一次産業の後継者不足、地域活動の担い手高齢化等、地域づくりを停滞させる問題群の増幅



フォーマル/インフォーマル、福祉内各分野、福祉分野・福祉以外の分野が〈越境〉する実践(谷口・永田2018)が、開発されてきている

→キーワード: 農福(農・工・商・福)連携、企業のCSR(社会貢献)、教育・医療・住まい...と福祉の連携、社会福祉法人の公益活動、地方創生・コミュニティビジネス 等

事例：福祉以外の分野の機関との協働による開発的実践

25

- ①団地商店街の空き店舗を地域の居場所に：桐ヶ丘サロン「あかしあ」（東京都北区）
- ②小学校の余裕教室を使った地区社協活動：松山市社会福祉協議会（愛媛県）
- ③若年性認知症の当事者が地域おこしの主役に：一般社団法人SPSきずなや（奈良市）
- ④高齢農家の支援と見守りの一体化：黒潮町（高知県）
- ⑤福祉と観光の連携で仕事づくり：「とばびと活躍プロジェクト」（三重県鳥羽市）

①・② 次の単元で概説

農福連携で高齢農家支援＋安否確認
庭先集荷事業（高知県黒潮町）

26



町から委託を受けた有限会社（道の駅等運営）が、高齢農家宅（近隣の集荷地点を含む）を回り、直販所に持ち込み出荷するシステム。仕事づくりと見守りを兼ねる。



福祉と観光で仕事づくり・まちづくり
とばびと活躍プロジェクト（三重県鳥羽市）

27

主要産業である観光業の働き手が減少・市外へ流出しており、宿泊業が人手不足。市外より雇用していたが低賃金・社会保険未加入の状況

生活困窮者自立支援事業＋庁内横断施策（観光・労政・人口対策）→縦割りのアプローチの克服

観光協会、商工会議所などと連携
とばびと活躍プロジェクト

業務の細分化（分解）
「プチ勤務おしごとカタログ」



まとめ

28

- ▶ 地域では既存の制度や資源でカバーできない生きづらさ（地域生活課題）が多様化・増大している
- ▶ 潜在・顕在する問題を機敏に見つけ出し、個別的に見守り・支援をする仕組みが求められている
- ▶ 社会福祉の行政・専門機関だけでできないことも、分野のカベを越えて連携することで開発的な実践につながることもある
- ▶ 地域の実情に即して、住民一般や多様な立場の事業者等と協働する体制を構築することで、つながりの強い、そしてさまざまなリスクに強い地域（共生社会）を築いていくことができる
- ▶ そのための有力な専門技術の一つに、福祉教育がある

社会資源の活用・開発

2020年11月23日
加山 弾（東洋大学）

本テーマの目標

○新カリキュラムでの学びを自らの実践に活かすことができるよう、知識構築・力量形成を促す

○地域共生社会の実現に向けて

- ▶ 社会資源の概念についての正確な理解を促す
- ▶ 社会資源を活用・開発することの意義についての理解を促す
- ▶ 社会資源を活用・開発する方法についての理解を促す
- ▶ 計画と計画策定についての理解を促す

○参加支援（社会とのつながりや参加の支援）ならびに「地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援」に向けての力量を形成する

コロナ禍でも“地域のつながり”を堅持する －資源開発の挑戦－

3

（地縁組織・ボランティア）

- ▶ ○○町会連合会：（上半期）見守り・例会を自粛。電話で安否確認・励まし。（下半期）秋の敬老祝い品から訪問・手渡し開始。フェイスシールド、マスク、除染の徹底
- ▶ ○○老人クラブ連合会：行事はAB2グループに分けて参加者を半減。時短で実施。電話と郵便で激励（「激励文＋マニュアル」郵送。健康体操・音楽療法の講師に協力依頼）
- ▶ ○○町会＋包括：高齢者はフレイル→骨折→認知機能低下やうつが、現役世代はテレワークの増加とともに虐待が見られるようになった。暑中見舞いを往復ハガキで（びっしりと書かれた返信）
- ▶ 傾聴ボランティア○○…「電話で話してスッキリ」の開始。「絵はがき使い切ろう」運動。

コロナ禍でも“地域のつながり”を堅持する －資源開発の挑戦－

4

（社会福祉施設・事業所）

- ▶ ○○会：施設が運営するカフェ（子育て層向け等）を休止→弁当販売・宅配（学校給食中止支援・在宅高齢者向け等）に切り替える。管理栄養士監修。HP・FB・LINEで周知。
- ▶ △△会：施設が運営するカフェを休止→利用者の手作りパンの宅配。老人センター休館→利用者の運動不足対策に、体操のプリント＋塗り絵を郵送。塗り絵は返信してもらい施設に展示。ICT（Zoom等）の利用支援。家族が感染した障害者を施設で受け入れ。
- ▶ ○○地域公益活動ネットワーク：施設で運営していた子ども食堂を休止→個別に食事を宅配（または取りに来てもらう）。飲食店・民生委員・社会福祉法人・社協などが連携。法人間のオンライン情報交換会を開催（地域課題の共有）
- ▶ △△市社会福祉法人連絡会：学校給食中止の支援。市内の施設で昼食を多めに作り、弁当配付。社協は広報・受付、弁当配達、利用料補助。

コロナ禍でも“地域のつながり”を堅持する －資源開発の挑戦－

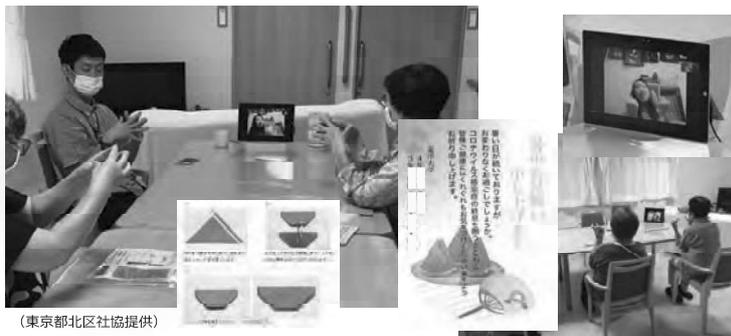
5

（行政・社協）

- ▶ ○○区：専門職が陽性自宅療養者に「生活支援セット」宅配（調理不要の食料品、日用品等）。※玄関先に置いて連絡する。家族等の支援が受けられない、食料品等の調達に困難な人が対象
- ▶ △△社協：緊急小口資金・総合支援資金。サロン参加者に電話（状況確認）／手作りマスクポスティング／頭の体操ドリル作成等

サロンでの学生によるオンライン体操（健康体操＋脳トレ体操）

6



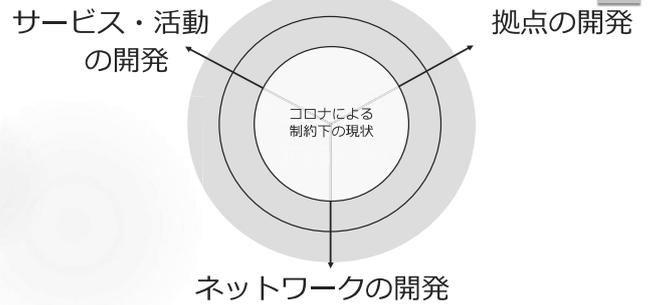
（東京都北区社協提供）

「つながりを切らない」
情報・交流ネットワーク
(t-net)



7

コロナで地域福祉の活動はどう変わるか？



8

9

1 社会資源とは何か

- ・社会資源とは何か
- ・ソーシャルワークにおける社会資源の特徴

10

無限にある資源開発の方法

- ▶ 空き店舗・空き家・余裕教室等を地域の居場所・活動場所に
- ▶ 福祉施設や企業のスペースを用いて活動場所に (例：子ども食堂等)
- ▶ 前職・趣味などを活かしたボランティアで地域の活力に
- ▶ 困りごとを抱えた当事者・関係者の集まりを活動主体・発信主体に
- ▶ その他、有形無形の資源開発が多彩に行われている：
 - デイサービスの送迎車を使った〇〇〇
 - 孤立高齢者の〇〇〇を活かしてボランティアに

11

社会資源 (social resources) のとらえ方

- ▶ 地域資源と社会資源
 - 地域資源…自然、人、歴史、文化、その他特徴的なもの
 - 社会資源… (地域福祉においては) 社会福祉の援助過程で用いられる資源。社会福祉資源
- ▶ 地域自立支援に必要な7つの資源
 - ①人的資源 (本人・家族・近隣・ボランティア・専門職など)
 - ②サービス (プログラム)
 - ③情報
 - ④空間 (居場所・拠点)
 - ⑤ネットワーク
 - ⑥財源
 - ⑦制度・システム

・展開するエリアは？
(近隣・市町村・県・国など)
・運営主体・設置主体は？
・機能は？
(フォーマル・ノンフォーマル・インフォーマル)

(原田正樹コソ研資料より)

12

2 社会資源を活用・開発することの意義

- ・社会資源の活用とその意義
- ・社会資源の開発と、その意義

なぜ資源開発が必要なのか？

13

- ▶ コミュニティソーシャルワークなどの場面で〈資源開発〉が重視されるのは、既存の制度・サービスや資源をあてはめるだけでは解決できない課題を抱えた人の問題、社会的孤立を解消していくことの重要性が増しているから。
- ▶ 新しい資源の創出 < 既存資源活用

(原田正樹コソ研資料より)

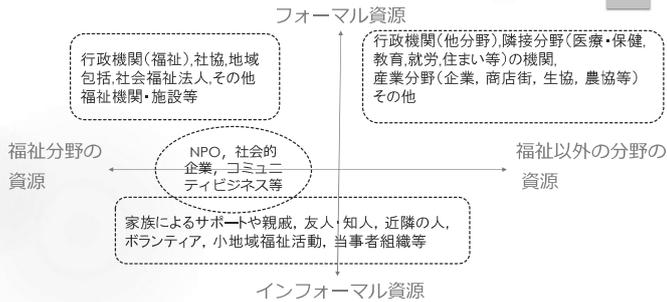
資源開発のさまざまな種類

14

- ▶ 拠点開発（ハード）－活動・プログラム開発（ソフト）
- ▶ 福祉内連携…社会福祉法人の公益活動などを契機に、福祉分野内の垣根を超えた連携
- ▶ 他（多）分野との連携…医療・教育・住まい等、関連分野との協働による包括的な支援、企業のCSR・大学等との協働
- ▶ ネットワークの開発…プラットフォーム（拠点・プログラム・会議体等）の開発により、官－民／フォーマル－インフォーマル／福祉分野－福祉以外の分野の垣根を超えた支援体制、福祉を合言葉にしたまちづくり

社会資源のタイプ（例）

15



16

2-1 資源開発のチャレンジ（拠点開発編）

商店街の空き店舗を地域の居場所に（社福＋包括＋社協＋商店街＋大学）
桐ヶ丘サロンあかしや（東京都北区）

17



*写真：日本財団「はたらNIPPON計画」

- ▶ 高齢化率57%超の団地。商店街はシャッター通り化
- ▶ 3法人（障害者就労支援＋地域包括支援センター受託法人＋区社協）が共同で居場所を運営
- ▶ 住民、学生、商店とコラボしたプログラム
→商店街の活性化、住民のコミュニティ再生、就労継続支援B型、区の高齢者食事会、配食サービス、清掃等

空き店舗を活用した常設型サロン＆地区社協事務所
ふれあいサロン小野（愛媛県松山市）

18



商店街の空き店舗を活用し、社協のバックアップ（立ち上げ支援、運営費補助、広報等）により常設型のサロンを開設。地区社協の事務所を兼ね、地区社協活動として住民主体で運営

小学校の中に地区社協が！包括が！
いきがい交流センターしみず（愛媛県松山市）

19



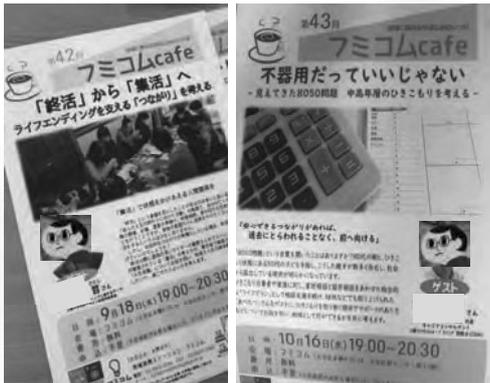
現役の小学校の余裕教室を活用し、地区社協の事務所兼活動拠点にしている。同地区担当CSWもいる。地域の多世代とのふれあいは、児童の情緒的な育成にもつながっている



フミコム（文京区社会福祉協議会）

20

2-2 資源開発のチャレンジ（ソフト開発編）



21



22



23



24

NPO法人 リーブ・ウィズ・ドリームによるマップづくり

- ▶ 既存資源、遊休施設、住民個々の力（前職、趣味、特技等）をうまく活用すること（セクションの壁を越えて連携が生まれる）の実効性
 - ▶ 住民のニーズに着目し、オン・デマンドでつながる→資源開発することの大切さ。“バリア（＝カベ）”があるから“バリアフリー（＝乗り越えるチカラ）”が生まれる
 - ▶ 異なる立場の資源をつなげ、調整する役割＝コーディネーター、協議の場の重要性
- 支援ニーズ（支援してほしい、困っている…）と活動ニーズ（活動したい…）がある

協議から協働へ：
 ニーズを吸い上げる+気づき・思いを喚起する+住民主体・地域主体による解決を涵養するコミュニティワーク

コロナ禍で、さまざまな住民の地域福祉活動が深刻な制約を受けました。しかし、住民は“つながり”への思いを強め、「今、できること」に創意工夫をしています。他方、一度立ち止まると、もう一度同じ熱量で再開するのは難しいという住民の声もあります。コロナはいつまで続くのか見通しも立ちません。長期的に見れば、今は地域福祉活動の新しい時代への分岐点かもしれません。自分の実践する／住むまちにあるとよいと思う社会資源を考え、資源開発するための視点・方法をグループで養いましょう。

- ▶ 演習の手順
- ①今、ハードルだと思うこと、乗り越えたいことなどをSWOT分析シートを使って書き出す【個人】
 - ②グループで共有し、共通のSWOT分析シートを完成【グループ】
 - ③（時間があれば…）クロスSWOTで、さらに深い分析をしてみましょう【グループ】
 - ④全体プレゼン＆ふり返り

（例）住民から社協に、「気軽に集まれる居場所がほしい」と求められた。この機会に、ICTやSNSを導入して学生や若年層も巻き込みたい…

- ▶ **S（強み）**・・・社協のブランド力（信頼と実績）、ネットワーク力（福祉分野・福祉隣接分野・産業分野とのパイプ）、登録ボランティアがいるetc.
- ▶ **W（弱み）**・・・そもそも社協内でICTのノウハウがあまりない。行政が新しいこと、個人情報に関わること、条例化・施策化されていないことに否定的。新しい協力者を開拓したいが、産業団体や若年ボランティアに社協の知名度がイマイチで、協力が前提でない（具体的なメリットの可視化を求められている）etc.
- ▶ **O（機会）**・・・地元の優良企業A社はいつも協力してくれる。地元のB大学にボランティアサークルができた。OOの財源が使えそうだetc.
- ▶ **T（脅威）**・・・コロナで～も××もできない。災害対応に追われているetc.

3 〈演習〉社会資源開発に求められる視点とスキル

- ・ SWOT分析を使い、自分の実践する／住むまちにあるとよいと思う社会資源を考えてみる（個人）
- ・ それをわかりやすく他者に伝えてみる（グループ）

SWOT分析に挑戦！

▶ SWOT分析とは？

S（Strength：強み）・W（Weakness：弱み）・O（Opportunities：機会）・T（Threats：脅威）にさまざまな要素を分類し、組織や自己の置かれた環境を分析し、問題解決する手法で、ビジネスにおける事業戦略やマーケティング戦略を検討する時に用いるフレームワーク。

内部環境（自社のブランド力、経営資源など）と外部環境（競合、法律、市場トレンドなどの追い風・向かい風）について、プラス要因・マイナス要因を考え、取り組み課題、ゴール、戦略などをあぶりだす。



(参考資料) <https://www.innovation.co.jp/urumo/swot/> https://www.kobocent.jp/0601/Howto/19/07/01m_swot.html

SWOT分析シート

	プラス要因	マイナス要因
内部環境	目標達成の内的貢献を記入	目標達成の内的障害を記入
外部環境	目標達成の外的貢献を記入	目標達成の外的障害を記入

S W
O T

https://www.kobocent.jp/0601/Howto/19/07/01m_swot.html

クロスSWOT分析で戦略を立てましょう

31

	Strength (強み)	Weakness (弱み)
Opportunity (機会)	機会×強み 自社の強みを機会に活かし大きく成長する	機会×弱み 弱みを補強して機会を活かせるように対策する
Threat (脅威)	脅威×強み 強みを活かし脅威を避けたり機会として活かす	脅威×弱み 弱みを理解し脅威を避けたり影響を最小限にする

<https://www.pnnovation.co.jp/sumo/swot/>

プレゼンテーション&ふり回り

32

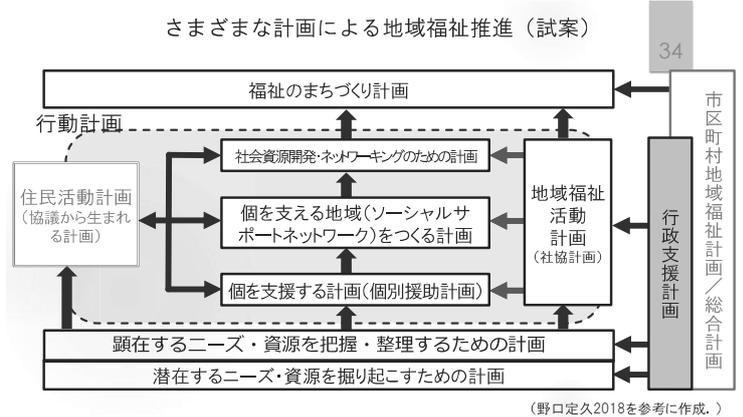
SWOT分析やクロスSWOT分析を通して得た気づき、課題、立てた戦略・計画などについて、全体で共有しましょう

33

4 福祉計画の意義と策定、運用

- ・福祉計画の種類
- ・市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の概要と機能
- ・策定過程と方法

34



35

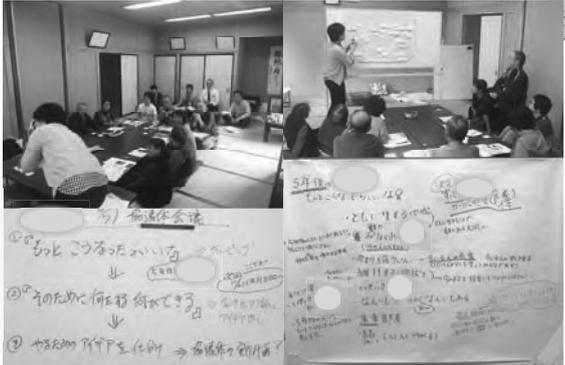
小地域・住民主体の計画の大事さ

36

- ▶ 生活感覚でとらえること
- ▶ 〈気づき〉が生まれること
- ▶ 〈気づき〉が〈つながり〉に、〈つながり〉が〈行動〉に育つこと
- ▶ 主語を専門職から住民に:
専門職が住民に「お願いします」→負担感、やらされ感につながる(受動性)
住民が専門職に「お願いします」→達成感、自己実現につながる(能動性)

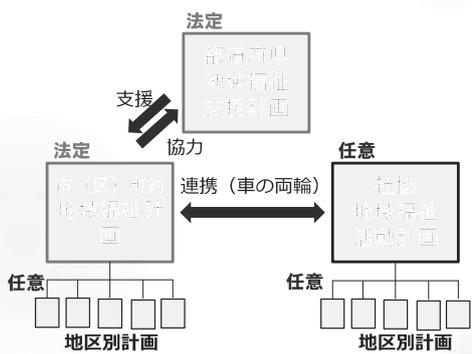
市民としての責任意識、連帯意識が芽生える(シチズンシップ)
社会関係資本(ソーシャル・キャピタル)がさまざまなリスク(徘徊・虐待・犯罪・災害など)に強い地域をつくる

4-1 住民主体の行動計画



4-2 地域福祉計画と地域福祉活動計画

地域福祉計画の種別



地域福祉計画の強化

社会福祉法第107条(市町村地域福祉計画)・第108条(都道府県地域福祉支援計画)

- ▶ 上位計画としての位置づけ、努力義務化
- ▶ (各分野で)「共通して取り組むべき事項」の規定
 - ・福祉以外(まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等)との連携
 - ・高齢・障害・子育て等の中の重点事項
 - ・制度の狭間の課題
 - ・各分野横断的に対応できる体制/共生型サービス等
 - ・居住の課題/虐待への横断的支援
 - ・住民が集う拠点の整備・既存施設等の活用
 - ・住民等が主体的に地域生活課題を把握・解決できる圏域 ほか

(2017・12・12 3局長通知)

- (つづき)
- ▶ 住民の参加の促進
 - ・地域住民、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動への支援
 - ・住民等による問題関心の共有化：動機づけ・主体的参加の促進
 - ・人材の育成
 - ▶ 包括的な支援体制の整備
 - ・住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備
 - ・地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備
 - ・多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築
 - ▶ 市町村行政内部の計画策定体制
 - ・関係部局による検討会、部局横断によるプロジェクトチーム等
 - ・専門職(社会福祉士、保健師等)による中核的な役割

- (つづき)
- ▶ 策定委員会
 - ・住民等の自主的な努力
 - ・側面から援助する市町村等の役割
 - ▶ 策定委員等の参加
 - ・地域住民 ・当事者団体 ・自治会・町内会、地縁型組織等 ・一般企業、商店街等
 - ・民生委員・児童委員、福祉委員等 ・ボランティア、ボランティア団体
 - ・特定非営利活動法人(NPO)、住民参加型在宅サービス団体等
 - ・農業協同組合、消費生活協同組合等 ・社会福祉法人、地区(校区)社会福祉協議会等
 - ・保健・医療・福祉等の専門職(専門機関) ・福祉関連民間事業者(シルバーサービス事業者等) ・その他の諸団体
 - ▶ 策定方針・策定目標
 - ・都道府県計画の方針の勘案
 - ・住民懇談会、ヒアリング、アンケート等による住民等の意見の反映
 - ・数値目標
 - ・定性的目標(数値化にないもの)

社会福祉法

第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号*に掲げる事業を実施しようとする場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

*は、市町村が取り組む「包括的な支援体制の整備」に関する条文のこと。

第107条（市町村地域福祉計画）

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

第108条（都道府県地域福祉支援計画）

都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- 三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
- 五 市町村による第106条の3第1項各号*に掲げる事業の実施の支援に関する事項

*は、市町村が取り組む「包括的な支援体制の整備」に関する条文のこと。

第108条（都道府県地域福祉支援計画）

2 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。

地域福祉計画に記載する各福祉分野に共通して取り組むべき事項の例①

- ▶ 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、産業、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画、多文化共生等）との連携
- ▶ 高齢、障害、子ども・子育てなどの各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野
- ▶ 制度の狭間の問題への対応
- ▶ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する相談者に対応できる体制
- ▶ 共生型サービスなどの分野横断的な福祉サービス等の展開
- ▶ 居住に課題を抱える人・世帯への横断的な支援
- ▶ 就労に困難を抱える人への横断的な支援
- ▶ 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援

厚生労働省資料をもとに作成

地域福祉計画に記載する各福祉分野に共通して取り組むべき事項の例②

- ▶ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人など、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護
- ▶ 高齢者や障害者、子どもに対する虐待への対応や、家庭内で虐待を行った介護者・養育者が抱えている課題にも着目した支援
- ▶ 保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援
- ▶ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
- ▶ 「我が事・丸ごと」の地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域の考え方・関係の整理
- ▶ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起を視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進
- ▶ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施するための補助事業等を有効に活用した連携体制
- ▶ 役所・役場内の全庁的な体制整備

厚生労働省資料をもとに作成

目標の種類と内容

49

▶ 目標の種類

- ①タスク・ゴール(課題達成目標)
- ②プロセス・ゴール(過程目標)
- ③リレーションシップ・ゴール(関係性改善・民主化の目標)

▶ プランニングの手順(例)

- ①対象とするニーズや課題に関する分析(関係者との協議や調査活動など)
- ②情報の収集や先行事例の分析、視察など
- ③必要とする社会資源の明確化(人材、拠点、サービス、情報、制度、財源など)と役割
- ④目標や方法を共有化するための協議の場の設定
- ⑤説明会の開催や広報活動
- ⑥組織内における役割分担や関連する機関や団体との連携方法
- ⑦住民の要望や意向の反映

(上野谷・原田2016 ほか)

まとめ

50

- ▶ 地域生活課題が多様化・増大化する一方、地域にはさまざまな資源(人材、組織、場所、資金、思い、時間etc.)がある。
- ▶ フォーマル-インフォーマル、福祉分野-福祉以外の分野、ハード-ソフト等、幅広い地域資源を「社会資源化」すること、あるいは「社会資源と連携すること」を模索することで、「既存資源の活用方法の見直し」、そして「新たな資源の開発」につながる。
- ▶ 新たなことを創出しようとする時、制度・財源から「トップダウン式」にアイデアを下ろすのではなく、地域の実情や住民の思いを「ボトムアップ式」で汲み上げていくことが大切。計画はそのための「気づき」と「協働」を広げていくことが求められる。
- ▶ 地域共生社会をめざす上で、利害、制度、論理、立場…を異にする諸資源をつなぎ、協働的实践を生むには、媒介役(通訳)としてのソーシャルワーカーの幅広い知識・人脈、柔軟な発想力・スキルが重要。

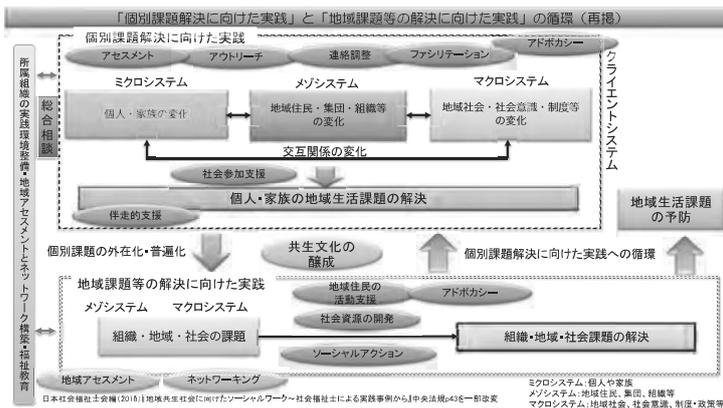
2020年度社会福祉推進事業
地域共生社会の実現に向けたソーシャルワーク実践力養成研修(試行研修)

ソーシャルアクション

法政大学現代福祉学部・人間社会研究科
高良 麻子

本テーマの目標

- ・地域共生社会の実現に向けた課題等に対処するために、地域における排除構造等を理解して、「参加支援事業」や「地域づくり事業」を行うために、ソーシャルアクションを実践する必要もあることを理解する。
- ・ソーシャルアクションの方法は多様であるが、当事者のエンパワメントを基本とし、社会的に不利な立場におかれている人びとに支援することが社会的に認められている専門職である社会福祉士だからこそ実践できる方法を理解する。



ソーシャルワークにおけるソーシャルアクションの考え方

「人権と社会正義をよりどころにし、社会的排除・抑圧の問題を解決するために、社会的弱者・地域住民・個人・集団のニーズに応じて、当事者・家族・市民・コミュニティなどと連帯し、一般市民の意識を喚起しながら、社会福祉関係者や多種多様な専門職とも組織化し、国や地方自治体など行政や議会などに働きかけて、法律・制度・サービスの改善や拡充や創設を求めたり、新たな取り組みを展開したりする、ソーシャルワークの価値と倫理を根本とした活動実践や運動あるいは援助技術である」

根津敦(2014)『ソーシャルアクション』日本社会福祉学会辞典編集委員会編『社会福祉学辞典』丸善出版、pp.212-213.



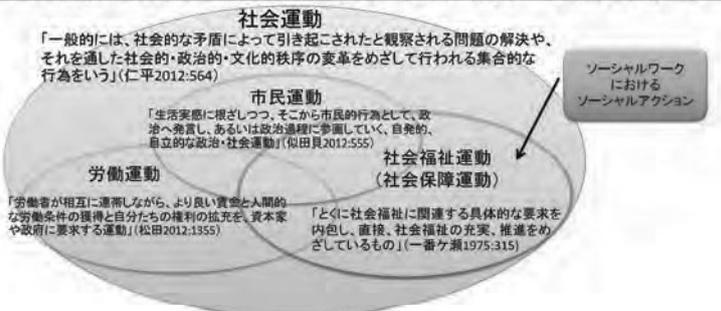
by 法政大学現代福祉学部・人間社会研究科 高良麻子

ソーシャルワークの原理(再掲)

人間の尊厳	社会福祉士は、すべての人間を、出自、人種、民族、国籍、性別、性自認、性的指向、年齢、身体的精神的状況、宗教的文化的背景、社会的地位、経済状況などの違いにかかわらず、かけがえのない存在として尊重する。
人権	社会福祉士は、すべての人々を生まれながらにして優ることのできない権利を有する存在であることを認識し、いかなる理由によってもその権利の抑圧・侵害・略奪を容認しない。
社会正義	社会福祉士は、差別、貧困、抑圧、排除、無関心、暴力、環境破壊などの無い、自由、平等、共生に基づく社会正義の実現をめざす。
集団的責任	社会福祉士は、集団の有する力と責任を認識し、人と環境の双方に働きかけて、互恵的な社会の実現に貢献する。
多様性の尊重	社会福祉士は、個人、家族、集団、地域社会に存在する多様性を認識し、それらを尊重する社会の実現をめざす。
全人的存在	社会福祉士は、すべての人々を生物的、心理的、社会的、文化的、スピリチュアルな側面からなる全人的な存在として認識する。

社会福祉士の倫理綱領

社会運動、社会福祉運動、ソーシャルワークにおけるソーシャルアクション



大澤美幸・吉見俊哉・徳田清一編 貝田宗介編訳『現代社会学事典』弘文堂
清辺史・岡村重夫・木村英夫・幸福正一編『社会福祉要論』ネルソフ書房

by 法政大学現代福祉学部・人間社会研究科 高良麻子

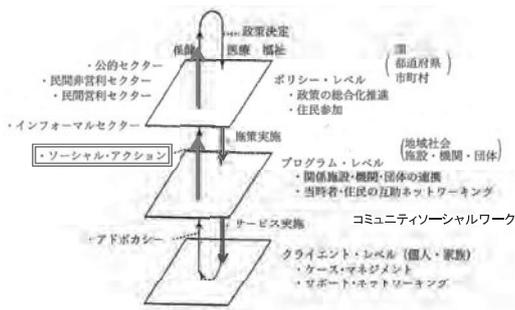


図5 ネットワークの3レベルと目標・活動の関連

出所：松原一郎「権限と分権の位相」(右田紀久編『自治型地域福祉の展開』法律文化社、1993年、p.65)の図を一部修正して作成した。

山手茂(2007)『福祉社会学研究の3レベル-マクロ、メゾ、ミクロ-』福祉社会学研究44

ソーシャルワークにおけるソーシャルアクションの意義

1. エンパワメントによる権利擁護

ソーシャルアクションは、「個人的パワー(個人的な事柄を解決して生活をコントロールする力)、対人関係のパワー(問題解決に向けた他者と協働する力)、社会的パワー(社会に向けて発言し、社会を変革する力)」(日本ソーシャルワーク学会編『ソーシャルワーク基本用語辞典』川島書店p19)を高め、権利を実現するプロセスである。

2. 社会問題としての構築

個人の責任として片付けられてしまう問題を、多様な人びとに知らせ、それへの対処を求めることで、その状態が社会的に対応すべき問題だと合意される。

3. 実態に合致した法制度の構築

実際のニーズに合致した社会福祉を推進することができる。

4. 公的責任の明確化

立法的・行政的措置を求めるソーシャルアクションは、公的責任を明確にすることができる。

5. ソーシャルワーカーの任務の遂行

ソーシャルワーク専門職のグローバル定義に示された中核となる任務である「社会変革および人々のエンパワメントと開放」を実践するために不可欠な、権限・権力保有者に直接働きかける方法である。

by 法政大学現代福祉学部・人間社会研究科 高良麻子

ソーシャルワークにおけるソーシャルアクションの実践モデル

闘争モデル

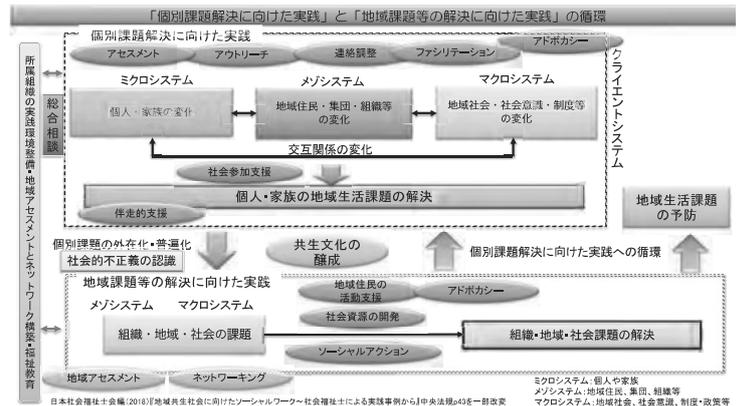
二項対立的な権力構造を顕在化し、決起集会、デモ、署名、陳情、請願、不服申立て、訴訟などなどの組織的示威・圧力行動を、世論を喚起しながら行い、立法的・行政的措置を要求する。

協働(事業開発)モデル

社会的に不利な立場におかれている人びとのニーズを充足するサービスやしくみを多様な主体の協働によって開発および提供し、その事業実績を根拠として立法的・行政的措置を要求する。

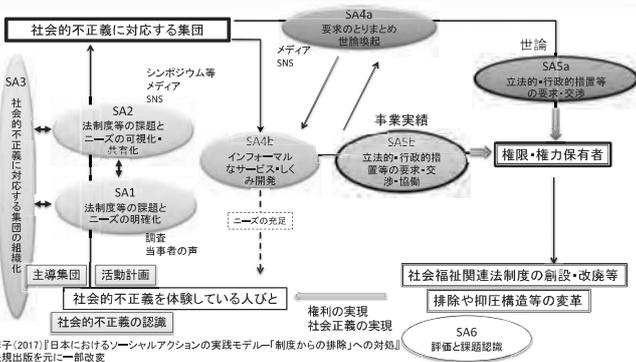
社会的発言力の弱い当事者の声を政策に反映していくとともに、このプロセスおよび政策を通して権力や関係等の構造を変革する。

高良麻子(2017)『日本におけるソーシャルアクションの実践モデル-「制度からの排除」への対処』中央法規出版



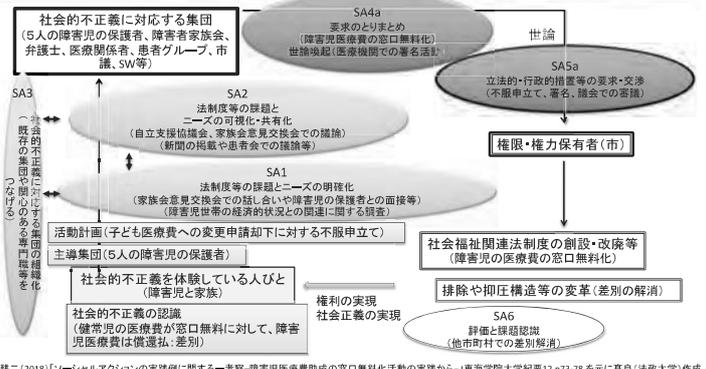
日本社会福祉士会編(2018)『地域共生社会に向けたソーシャルワーカー-社会福祉士による実践事例の5』中央法規p43-61部改変

ソーシャルワークにおけるソーシャルアクションの展開過程



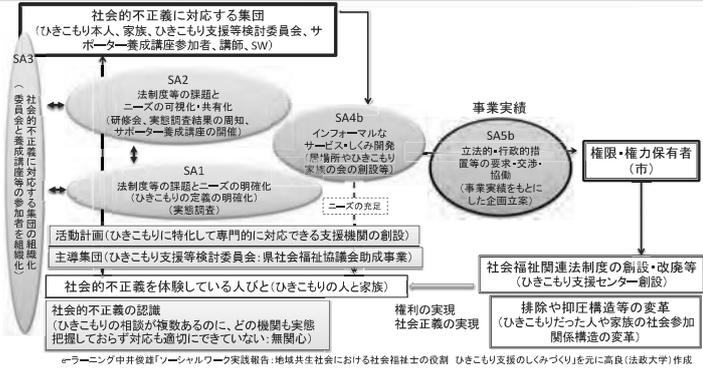
高良麻子(2017)『日本におけるソーシャルアクションの実践モデル-「制度からの排除」への対処』中央法規出版を元に一部改変

ソーシャルワークにおけるソーシャルアクションの展開過程(闘争モデル事例)



篠木隼二(2018)『ソーシャルアクションの実践例に関する考察-障害児医療費助成の窓口無料化活動の実践から』東海学院大学紀要12,p.73-78を元に高良(法政大学)作成

ソーシャルワークにおけるソーシャルアクションの展開過程（協働事業開発モデル事例）



ソーシャルアクションにおけるソーシャルワーカーの立ち位置

